別紙様式第１号（第27条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　　所
組 合 名
代表理事
組 合 長　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　事業報告書
　１　事業の概況
　２　保険契約規定の変更
　３　総会に関する事項
　４　従たる事務所に関する事項
　５　組合員に関する事項
　６　役員の状況
　７　理事及び監事の兼務
　８　理事及び監事との間の取引
　９　使用人の状況
　10　子会社等に関する事項
　11　子会社等との取引
　12　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
　13　剰余金の分配に関する事項
　14　事業の成績
　15　その他重要な事項
第２　貸借対照表
第３　財産目録
第４　損益計算書
第５　剰余金処分に関する書面
第６　損失金処理に関する書面
第７　有価証券等に関する書面
　１　売買目的有価証券
　２　売買目的以外の有価証券等
第８　附属証明書

１　資本の増減
２　有価証券
３　貸付金
４　有形固定資産
５　保険契約準備金
６　引当金
７　事業費の明細
８　利息及び配当金収入の明細
９　その他重要な事項

（記載上の注意）

１　組合の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し又は新たに項目を設けて記載すること。

２　この様式中、「第２　貸借対照表」、「第４　損益計算書」に注記すべき事項は、「第４　損益計算書」の次に一括して記載することができる。

３　法第16条第２項の設立認可申請書又は法第35条第６項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

第１

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告書

１　事業の概況

２　保険契約規定の変更

（記載上の注意）

保険契約規定の変更をしたときは、その要旨並びにその決議及び届出の年月日等を記載すること。

３　総会に関する事項

（記載上の注意）

総会の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。

４　従たる事務所に関する事項

（記載上の注意）

従たる事務所又は出張所等の異動及び現在の所在地を記載すること。

５　組合員に関する事項

（記載上の注意）

組合員の異動数、持分の異動額並びに現在の組合員のうち出資口数上位10名以上の氏名、住所（都道府県名まで）及び出資の総口数を記載すること。

６　役員の状況

役　職	前期末	当期末	当期増減（△）	報酬の額	
				当期支払額	定款又は総会で定められた報酬限度額
理　　事	名	名	名	円	
監　　事					

7　理事及び監事の兼務

区　　分	氏　　名	組合名その他法人名	役　　職	摘　　要
理　　事 監　　事				

（記載上の注意）

1　船主相互保険組合法第36条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けた者のほか、他の組合その他法人の役員を兼任している者の兼務状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

2　兼務する他の組合その他法人が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に記載すること。

8　理事及び監事等との間の取引

区　　分	氏　　名	取　引　の　内　容	金　　額
			円

（記載上の注意）

1　理事及び監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）又は組合と第三者との間の取引で組合と理事及び監事との利益が相反するものについて記載すること。ただし、組合との保険契約による取引を除く。

2　区分欄に理事及び監事の区分を記載すること。

3　理事及び監事が第三者のためにするもの又は第三者との間の取引で組合と理事及び監事との利益が相反するものについては、当該理事又は監事の職名及び氏名を記載し、その下に行を改めて当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を記載すること。

9　使用人の状況

区　　分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円

（記載上の注意）

区分欄に、主要な部門名を記入し、使用人の状況を記載すること。

10　子会社等に関する事項

会社名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金	当組合が有する子会社	その他

					等の議決権保有割合	
				円	%	

（記載上の注意）

1　子会社等について記載すること。

2　重要な業務提携の概況を付記すること。

11　子会社等との取引

子会社名	収益総額	費用総額	摘要
計			

（記載上の注意）

重要でない子会社等については一括して記載することができる。

12　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
計						

（記載上の注意）

重要でない子会社等については一括して記載することができる。

13　剰余金の分配に関する事項

14　事業の成績

⑴　事業成績一覧表

（単位：件、円）

区分		件数	金額
年度始現在	元受保険		
	受再保険		
新契約	元受保険		
	受再保険		
解約	元受保険		
	受再保険		
年度末現在	元受保険		
	受再保険		
年度始支払備金		―	
年度始責任準備金		―	
収入保険料	元受保険		
	受再保険		
支払保険金	元受保険		

受再保険		
事業費	—	
年度末支払備金	—	
年度末責任準備金	—	

（記載上の注意）

保険金額、収入保険料及び支払保険金は再保険に付した分を控除したものを、事業費は再保険手数料を控除したものを記載すること。

⑵　元受保険契約一覧表

（単位：件、円）

区分	件数	金額
年度始現在		
新契約		
解約		
年度末現在		
収入保険料		
支払保険金		

（記載上の注意）

本表には再保険に付した分を控除しないものを記載すること。

15　その他重要な事項

第２　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位:円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金	（　　）	支払備金	（　　）
預貯金	（　　）	責任準備金	（　　）
コールローン		その他負債	
買現先勘定		再保険借	（　　）
債券貸借取引支払保証金		外国再保険借	（　　）
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	（　　）
金銭の信託		借入金	（　　）
有価証券		未払金	（　　）
国債	（　　）	未払法人税等	（　　）
地方債	（　　）	預り保証金	（　　）
社債	（　　）	売現先勘定	（　　）
株式	（　　）	借入有価証券	（　　）
外国証券	（　　）	売付有価証券	（　　）
その他の証券	（　　）	金融派生商品	（　　）
貸付金		金融商品等受入担保金	（　　）

・・・・・・・・・・・	（　　）	仮受金	（　　）
有形固定資産		リース債務	
土地	（　　）	資産除去債務	
建物	（　　）	その他の負債	（　　）
リース資産	（　　）	賞与引当金	
建物仮勘定	（　　）	退職給付引当金	
その他有形固定資産	（　　）	役員退職慰労引当金	
無形固定資産		繰延税金負債	
ソフトウェア	（　　）	・・・・・・・・・・・・	
リース資産	（　　）	・・・・・・・・・・・・	
その他の無形固定資産	（　　）	負債の部　合計	
その他資産		（純資産の部）	
未収保険料	（　　）	出資金	
再保険貸	（　　）	剰余金	
外国再保険貸	（　　）	損失塡補準備金	（　　）
未収入金	（　　）	その他剰余金	（　　）
未収収益	（　　）	・・・・・・積立金	（　　）
預託金	（　　）	当期末処分剰余金	（　　）
保管有価証券	（　　）	出資金等合計	
金融派生商品	（　　）	株式等評価差額金	
金融商品等差入担保金	（　　）	繰延ヘッジ損益	
仮払金	（　　）	評価・換算差額等合計	
その他の資産	（　　）		
前払年金費用			
繰延税金資産			
貸倒引当金	△		
		純資産の部　合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法

⑦　退職給付引当金の計上方法

⑧　リース取引の処理方法

⑨　ヘッジ会計の方法

⑩　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

⑺　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

⑻　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

⑼　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑽　子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額。

⑾　組合の理事、監事との間の取引による理事、監事に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

⑿　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

⑬　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの。）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

⑭　重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⑮　子会社等の株式又は出資金の総額

⑯　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑰　以下に掲げる金額

①　船主相互保険組合法施行規則第53条第２項において準用する同規則第51条に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額

②　船主相互保険組合法施行規則第51条に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額

③　船主相互保険組合法施行規則第28条に規定する剰余金の分配における控除した金額

⑱　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⑲　以上のほか、組合及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　法令等に基づき、又は組合及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

４　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

５　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３

年度（　　年　　月　　日現在）財産目録

（単位：円）

【資産の部】

現　　金

預　　貯　　金

当 座 預 金　銀行　他　　行

普 通 預 金　銀行　他　　行

普 通 貯 金　郵便局

定 期 預 金　銀行　他　　行

有　価　証　券

国　　債
地　方　債
再　保　険　貸　　保険会社　　口
有形固定資産
土　　地　　市　　町　事務所敷地
㎡　　取得価格　償却累計額
建　　物
建物付属設備　　市　　町　事務所　　棟
構　築　物　㎡
機　械　装　置　　点
無形固定資産　　点
・・・・・　　点
資　産　合　計
【負債の部】
保険契約準備金
・・・・・・
再　保　険　借
賞与引当金　　口
退職給付引当金　　保険会社　　口
負　債　合　計
差引正味財産
（記載上の注意）
1　総括科目については、貸借対照表に記載したものと同一とすること。
2　財産の内訳は、主要なものを記載し、それ以外のものは適宜記載すること。
3　組合の実情により必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第４

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（単位：円）

科目	金額	
経常収益		×××
保険引受収益	×××	
正味収入保険料	（×××）	
・・・・・・・・・	（×××）	
為替差益	（×××）	
その他保険引受収益	（×××）	

資産運用収益	×××	
利息及び配当金収入	(×××)	
金銭の信託運用益	(×××)	
売買目的有価証券運用益	(×××)	
有価証券売却益	(×××)	
有価証券償還益	(×××)	
金融派生商品収益	(×××)	
為替差益	(×××)	
その他の運用収益	(×××)	
その他経常収益	×××	
・・・・・・・・・・	(×××)	
その他の経常収益	(×××)	
経常費用		×××
保険引受費用	×××	
正味支払保険金	(×××)	
支払備金繰入額	(×××)	
責任準備金繰入額	(×××)	
為替差損	(×××)	
その他保険引受費用	(×××)	
資産運用費用	×××	
金銭の信託運用損	(×××)	
売買目的有価証券運用損	(×××)	
有価証券売却損	(×××)	
有価証券評価損	(×××)	
有価証券償還損	(×××)	
金融派生商品費用	(×××)	
為替差損	(×××)	
その他の運用費用	(×××)	
事業費	×××	
その他経常費用	×××	
税金	(×××)	
減価償却費	(×××)	
貸倒引当金繰入額	(×××)	
賞与引当金繰入額	(×××)	
退職給付引当金繰入額	(×××)	
・・・・・・・・・・	(×××)	
その他の経常費用	(×××)	
経常剰余金（又は経常損失金）		×××
特別利益		×××

固定資産処分益	×××	
その他特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損損失	×××	
その他特別損失	×××	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）		×××
法人税住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純剰余（又は当期純損失）		×××

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　子会社等との取引高の総額

⑶　以下の収益及び費用に関する内訳

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　事業費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再支払責任準備金戻入額

⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

⑷　商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

⑸　金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

⑹　以上のほか、組合の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は組合の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）剰余金処分に関する書面

（単位：円）

科目	金額	
当期末処分剰余金		×××
・・・・・・・・・・積立金取崩額		×××
計		×××
剰余金処分額	×××	
損失填補準備金	×××	
その他剰余金	×××	
組合員分配金	×××	
・・・・・・・・・・・・・・・・		×××
次期繰越剰余金		×××

（記載上の注意）

一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

第６

年度（　　年　月　日から　　年　月　日まで）損失金処理に関する書面

（単位：円）

科目	金額	
当期末処理損失金		×××
損失金処理額		×××
・・・・・・・・積立金取崩額	×××	
損失填補準備金取崩額	×××	
・・・・・・・・・・・・・・・・	×××	
次期繰越損失金		×××

（記載上の注意）

一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

第７　　年度（　　年　　月　　日現在）有価証券等に関する書面

１　売買目的有価証券

（単位：百万円）

区分	当期末残高	当期の損失に含まれた評価差額
売買目的有価証券		

（記載上の注意）

売買目的有価証券及び譲渡性預金等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること。

２　売買目的以外の有価証券等

（単位:百万円）

区　　分	帳簿価額	時　価	評　価　差　額	
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券					
子会社・関連会社株式					
その他有価証券					
公　社　債					
株　　式					
外　国　証　券					
公　社　債					
株　　式					
その他外国証券					
その他の証券					
計					

（記載上の注意）

売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等金融商品取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること。

第８

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　純資産の増減

（単位:円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	当期増減額（△）
出　資　金			
（口数）	（　　口）	（　　口）	（　　口）
剰　余　金			
損失填補準備金	（　　）	（　　）	（　　）
その他剰余金	（　　）	（　　）	（　　）
・・・・・・積立金	（　　）	（　　）	（　　）
当期末処分剰余金	（　　）	（　　）	（　　）
出資金等合計			
株式等評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
評価・換算差額等合計			
計			

２　有価証券

（単位:百万円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	当期増減額（△）
国　　債			
地　方　債			
社　　債			
公社公団債	（　　）	（　　）	（　　）
金　融　債	（　　）	（　　）	（　　）
事　業　債	（　　）	（　　）	（　　）
外　国　証　券			
その他の証券			
計			

3　貸付金

（単位：円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	当期増減額（△）
・・・・・・・・・・			
計			

4　有形固定資産

（単位：円、％）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
土　　地							
建　　物							
建物仮勘定							
計							

（記載上の注意）

償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

5　保険契約準備金

（単位：円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	当期増減額（△）
支　払　備　金			
責任準備金			
普通責任準備金	（　　）	（　　）	（　　）
異常危険準備金	（　　）	（　　）	（　　）
計			

6　引当金

（単位：円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額	計上の理由及び算定方法

貸倒引当金 賞与引当金 退職給付引当金 ・・・・・・・・・・				

7　事業費の明細

（単位：円）

区分		金額
人件費	諸給与 退職金 厚生費 小　計(1)	
物件費	借地借家料 営繕費 旅費交通費 ・・・・・・・・・・・・・・ 小　計(2)	
計　(1)＋(2)＝(3) 再保険手数料　(4)		
差引計　(3)－(4)		

8　利息及び配当金収入の明細

（単位：円）

区分	金額	
預貯金利息		××××××
コールローン利息		××××××
買入金銭債権利息		××××××
金銭の信託収益金		××××××
有価証券利息		××××××
国債利息	××××××	
地方債利息	××××××	
社債利息	××××××	
外国証券利息	××××××	
その他の証券利息	××××××	
貸付金利息		××××××
・・・・・・・・・・・	××××××	
計		××××××

9　その他重要な事項